

2長薬発第101号
令和2年4月23日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく施設の
使用停止等の要請の周知について
(薬局における適切な感染防止対策の徹底について)

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9号に基づく施設の使用停止等の要請の周知について、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長より別添のとおり通知がありました。

4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条3項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に変更され、当県も対象地域に含まれ、県内の事業者等に対して、休業の要請や、適切な感染防止対策の徹底等の要請が4月21日に開催された新型コロナウイルス感染症長野県対策本部において決定されました。これを受け、薬局に対しては、適切な感染防止対策の徹底が要請されております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知下さいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、令和2年4月21日付 2長薬発第97号でお知らせした薬局内における新型コロナウイルス感染症対策の再確認についての内容とともに、保険調剤ニュースで会員薬局あてお知らせする予定です。

長野県薬剤師会
担当：保険医療課 中島・大塚・桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

2薬第127号
令和2年(2020年)4月22日

一般社団法人 長野県薬剤師会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく施設の
使用停止等の要請の周知について(依頼)

本県の健康福祉行政につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第32条第3項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に変更され、当県も対象地域に含まれたところです。

そこで、4月21日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で、県内の事業者等に対して、法第24条第9項に基づく施設の使用停止(休業の要請)、適切な感染防止策の徹底及び営業時間の短縮等を要請することに決定しました。

つきましては、改めて貴会会員や会員企業の従業員に対し、下記内容について周知していただくようお願いします。

また、今後の感染の状況によっては、新型コロナウイルス感染症対策に関係する必要な要請をする場合がありますので、御協力をお願いいたします。

記

1 要請内容

薬局における適切な感染防止対策の徹底

2 徹底する感染防止対策の例

標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底するとともに、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること(参考:令和2年3月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について」)

健康福祉部 薬事管理課 薬事温泉係 (課長)小池 裕司 (担当)佐伯 成規 〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 電 話 026-235-7157 (直通) ファクシミリ 026-235-7398 電子メール yakuji@pref.nagano.lg.jp

事務連絡
令和2年3月13日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について

今般、発熱や上気道症状を有する等、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が薬局に来局した際の留意点について、下記のとおりとりまとめましたので、関係者への周知をお願いします。

なお、下記の取扱いは現時点における新型コロナウイルスの知見をもとにまとめたものであり、今後取扱いに変更がある場合には追って連絡します。

記

1. 地域の各薬局に共通する感染予防策について

基本的に誰もがこの新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての来局する患者の対応において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること。

2. 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）を対応する際の感染予防策について

(1) 各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各薬局は下記に基づいて感染予防策を講じること。

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

(2) その他

- ・原則として、来局した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明し

た場合であっても、1. 及び2. (1) に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこと。

・新型コロナウイルス感染症患者の対応に携わった薬局の薬剤師等は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。

3. 調剤の求めに応ずる義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の調剤の求めを拒否することは、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第21条及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生労働省令第1号）第11条の11における「正当な事由」に該当しない。

(参考)

○「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版）」（2020年3月2日 日本環境感染学会）

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=341

○「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年3月5日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

以上